

当地に在留・滞在している邦人の皆様へ

在ラマツラ出張駐在官事務所（対パレスチナ日本政府代表事務所）

2020年9月4日

ヨルダン川西岸地区で新型コロナウイルス感染が疑われる場合の対処方法のご案内

（ポイント）

- 感染者と濃厚接触（2m以内・15分以上等）をした場合には、下記本文1（1）のとおり、自宅隔離及び居住地域のコロナセンターへの報告を行ってください。
- 感染者との濃厚接触後に38度以上の発熱又は呼吸器症状が発生した場合には、下記本文1（2）及び3のとおり、居住地域のコロナセンターに連絡してください（緊急時の対応についても本文1（2）を参照してください）。
- 感染者と濃厚接触に至らない接触をしていた場合には、下記本文2のとおり、必要に応じ関係機関に連絡し、指示に従ってください。
- 感染防止のため、必要に応じて下記本文4の情報も活用してください。

（本文）

現在もヨルダン川西岸地区では、新型コロナウイルス感染者の増加が見られます。重傷者・死者が急増するような逼迫した事態ではありませんが、各地で感染が拡大している模様です。

こうした状況を踏まえ、以下、現時点において当事務所が把握している新型コロナウイルス感染が疑われる場合の対処方法をご案内させていただきます。これらはいずれもパレスチナ暫定自治政府の定める指針・規則に基づくもので、今後の感染状況等に応じて随時変更される可能性がありますので、ご自身又はご家族の感染が疑われる場合には、以下のリンクからパレスチナ暫定自治政府の最新の規制内容等も確認しつつ、対処してください。

【参考情報】パレスチナ暫定自治政府保健省

<https://www.facebook.com/mohps/>

（アラビア語のみ／必要に応じ、Google Chrome等の翻訳機能をご利用下さい。）

1 新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した場合

- （1）感染者と濃厚接触（注）した方は、パレスチナ暫定自治政府保健省の指針に従って自宅隔離を実施し、居住地域のコロナセンター（英語対応可）に報告してください。
- ・エルサレム：0562401994 or 0593716120（日～木 08:00～18:00）
 - ・ヘブロン：0562401774 or 0593716121（日～木 08:00～18:00）

- ・ ベツレヘム : 0562401784 or 0593716125 (日~木 08:00~18:00)
 - ・ ラマツラ : 0562401269 or 0593716126 (日~木 08:00~18:00)
 - ・ ジェリコ : 0562401867 or 0593716127 (日~木 08:00~18:00)
- (2) 感染者と濃厚接触してから14日以内に38度以上の発熱又は呼吸器症状が発生した場合には、居住地のコロナセンター(上記1(1)参照)に連絡してください。緊急時は、パレスチナ赤新月社(PRCS)(日本の赤十字社に相当)の緊急サービス(101、英語対応可)に連絡するか、病院の救急外来を受診してください。(注:感染拡大を防止するため、受診する病院へは事前連絡の上、病院の指示に従ってください。病院の受付・電話交換等はアラビア語でしか対応できない可能性がありますので、ご注意ください。)

【注:濃厚接触とは】

パレスチナ暫定自治政府保健省は「濃厚接触」の詳細な定義を示していませんが、WHOや日本、イスラエル等各国政府の指針を踏まえ、以下のいずれかに該当する場合には、「濃厚接触」があったと判断して下さい。

- 感染者と2メートル以内に、少なくとも15分間ともにいた場合。
- 感染者と共有の空間(同じ店、レストラン等)に留まっていたという情報のみに基づく際、同空間に少なくとも15分間滞在していた場合。
- 感染者と緊密に業務を遂行していた間柄の場合(職場の相部屋で同室等)又は同じ教室に滞在していた場合。
- 感染者と移動・旅行をともにした場合(いかなる交通手段も)。
- 感染者と生活をともにしていた場合。
- 感染者とキス、ハグ、握手などの身体的接触をした場合(過ごした時間は関係なし)。

2 「濃厚接触」に至らない接触の場合

「濃厚接触」として定義されるレベルの接触には該当しない方(例えば、以下「注」のように、感染した疑いがあるにとどまる者と接触した方)は、自宅隔離の必要はありませんが、健康状態(38度以上の発熱、咳、その他の呼吸器症状)を監視する必要があります。このような症状が発生した場合には、上記1(2)のそれぞれの照会先に連絡してください。

【注】上記のとおり、この点についてパレスチナ暫定自治政府保健省は明確な指針を示していませんが、日本、イスラエル等多くの政府の指針において、感染者と濃厚接触した結果、自宅隔離におかれている第三者(ただし、発熱等の症状がなく健康な状態にある者)と接触しただけで感染するリスクは低く、かかる第三者との接触のみでは自宅隔離の必要はないとされています。

3 新型コロナウイルス感染者と濃厚接触したかどうか不明確だが発熱又は呼吸器症状が発生した場合

38度以上の発熱、咳、息切れ等の呼吸器症状が発生した場合には、上記1(2)のそれぞれの照会先に連絡してください。

4 感染者（特に、無症状の感染者）と接触歴があるか否かを認識することも、家庭や職場等での感染の防止につながります。パレスチナ暫定自治政府保健省のウェブサイト
で、感染者が出た地区等に関する情報提供を行っています。

<http://site.moh.ps/index/Language/ar>

(アラビア語のみ／必要に応じ、Google Chrome等の翻訳機能をご利用下さい。)

5 問い合わせ先

在ラマツラ出張駐在官事務所（対パレスチナ日本政府代表事務所）

Tel: 00970 (2) 298-3370/1

Fax: 00970 (2) 298-3313

Eメール: repjapan@rm.mofa.go.jp

HP: https://www.ps.emb-japan.go.jp/itprtop_en/index.html

在留届電子登録・変更（3か月以上の滞在）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更（3か月未満の渡航）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>